



市 章

大津市公報

令 和 3 年 2 月 1 日
号 外 (第 3 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 規 則

- 5 大津市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則…………… 1
- 6 大津市建築基準法令の規定による処分等に関する書類の閲覧及び写しの交付に関する規則の一部を改正する規則…………… 1

規 則

大津市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年2月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第5号

大津市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則

大津市建築基準法等施行細則(昭和47年規則第7号)の一部を次のように改正する。

第15条中第16号を削り、第17号を第16号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市建築基準法令の規定による処分等に関する書類の閲覧及び写しの交付に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年2月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第6号

大津市建築基準法令の規定による処分等に関する書類の閲覧及び写しの交付に関する規則の一部を改正する規則

大津市建築基準法令の規定による処分等に関する書類の閲覧及び写しの交付に関する規則(平成20年規則第80号)の一部を次のように改正する。

第8条第3号中「第11条の4第1項第1号」を「第11条の3第1項第1号」に改め、同条第4号中「第11条の4第1項第2号」を「第11条の3第1項第2号」に改め、同条第5号中「第11条の4第1項第3号」を「第11条の3第1項第3号」に改め、同条第6号中「第11条の4第1項第4号」を「第11条の3第1項第4号」に改め、同条第7号中「第11条の4第1項第6号」を「第11条の3第1項第6号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。